

令和6年度第9回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和6年度第9回定例松本市教育委員会会議録

令和6年度第9回定例松本市教育委員会が令和6年12月26日午後3時00分教育委員室に招集された。

令和6年12月26日（木）

議 事 日 程

令和6年12月26日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

- 第1号 松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う条例案に対する教育委員会の意見について【非公開】
- 第2号 令和7年度以降の松本市立小学校、中学校結核対策委員会の設置方針と結核健康診断の進め方について
- 第3号 松本市学校給食センター運営委員会への諮問について【非公開】
- 第4号 令和6年度松本市公民館活動推進功労者について
- 第5号 松本市公民館条例の一部改正について【非公開】

[報告]

- 第1号 第2次松本市スポーツ推進計画の策定について
- 第2号 令和6年松本市議会12月定例会の結果について
- 第3号 令和6年度上半期におけるいじめ・体罰等の実態調査について
- 第4号 令和6年度上半期における不登校児童生徒の状況について
- 第5号 遠距離通学児童・生徒に対する通学費扶助要綱の運用について【非公開】
- 第6号 松本市あがたの森文化会館管理運営委員会委員及び指導助言者の委嘱について

[周知]

- 1 第2回特別支援教育フォーラム「障がいある子どものための学校の在り方とは」の開催について

[その他]

〔出席委員〕

| | |
|----------|-----------|
| 教 育 長 | 伊 佐 治 裕 子 |
| 教育長職務代理者 | 小 柳 廣 幸 |
| 教 育 委 員 | 佐 藤 佳 子 |
| // | 春 原 啓 子 |
| // | 福 澤 崇 浩 |

〔出席職員〕

| | |
|-----------------|---------|
| 教 育 次 長 | 赤 羽 志 穂 |
| 教 育 監 | 坂 口 俊 樹 |
| 教 育 政 策 課 長 | 小 西 え み |
| 学 校 教 育 課 長 | 清 沢 卓 子 |
| 学 校 給 食 課 長 | 百 瀬 功 三 |
| 生涯学習課長 兼 | |
| 中央公民館長 | 廣 田 圭 男 |
| 文 化 財 課 長 | 田多井 用 章 |
| 西部4地区担当課長 | 遠 藤 守 |
| 城郭整備担当課長 | 竹 内 靖 長 |
| 博 物 館 長 | 加 藤 孝 |
| 行 政 管 理 課 長 | 松 本 志 保 |
| 行政管理課総務・行革担当係長 | 山 崎 守 雄 |
| 生涯学習課社会教育推進担当係長 | 土 屋 浩 昭 |
| あがたの森文化会館館長 | 木 下 守 |
| 学 校 教 育 課 主 査 | 小 松 慎 司 |
| 学 校 教 育 課 主 事 | 藤 澤 駿 輝 |

〔事務局〕

| | |
|----------|---------|
| 教育政策課 | |
| 教育政策担当係長 | 伏 見 宏 美 |
| 教育政策担当係長 | 降 籬 基 |

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和6年度第9回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 定刻になりましたので、令和6年度第9回定例松本市教育委員会を始めます。

年末のお忙しい時期に、委員の皆さんにお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は博物館という新鮮な場所でスタートしています。ガラス張りというのが落ち着かない感じですが、考えてみますと、コロナが明けて、場所を移しての移動教育委員会は、何年かぶりかになります。私も教育長になってからは初めてです。今後はこうして場所を移して、市民の皆さんの身近な場所で教育委員会を開くことにもどんどんチャレンジしていきたいと思います。

今日はこの会議の前に、不登校の支援を行う関係者の皆さんと行政の職員が集まっての不登校支援懇談会ということで、教育委員さんにも参加をいただきました。この会は、夏から始めて3回目になりますが、前回から当事者のお子さんも参加をしての会議になっています。行政、民間、当事者と立場が違うので、それぞれの立場で見える風景が違うと思うのですが、フラットな関係の中でそれを持ち合って、不登校支援の良い在り方について、今後、議論が進んでいけばいいと思っています。特に小西課長はコーディネーター役ということで苦勞されていると思いますが、小西課長の柔らかい雰囲気の中で進んで、本当にありがたいと思っています。今後も開くときには委員の皆さんにお声掛けをしますので、よろしくお願いします。

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録の署名委員は、春原委員、福澤委員をお願いいたします。

本日の案件は、議案5件、報告6件、周知1件です。

教育委員会の会議は原則公開となっていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、人事に関する事件、その他の事件について出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができるとされています。今回は、議案第1号、3号、5号、それから報告第5号について、いずれも現在、市内部における検討、協議の段階ということで、公開することにより率直な意見交換や市民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため、非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、この4件については、最後に審議をしたいと思います。

<報告第1号> 第2次松本市スポーツ推進計画の策定について

スポーツ事業推進課長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありましたら、お願いします。

小柳委員 はじめに「スポーツ」の定義についてですが、このアンケートを取りまとめる中では、ウォーキングや体操なども「スポーツ」と捉えていくということではないですか。

スポーツ事業推進課長 審議会でもいろいろなご意見が出る中で、例えば、年配の方たちがリハビリで「運動」するのも当てはまるのではないかとこのと、国の定める中でも「スポーツと運動」という言葉を使っている部分がありますので、一本にするのではなく、「スポーツと運動」という形で持っていきたいと思っています。ただ、今後も審議会の委員等の皆さんの意見も聞きながら、最終的なものをつくっていきたくと思っています。

小柳委員 アンケートの回答率32.3%という数値についてですが、実施したスポーツ事業推進課としては、この数値をどのように評価しているかをお聞きしたいです。

あとは要望ですが、先ほどの説明では、第2次計画の計画期間は令和7年度から16年度までの10年間で、必要に応じて中身も検討していくというお話でしたが、「第2次計画の概要」の「計画の基本的な考え方」にあるように、スポーツを取り巻く環境の変化が、今後、非常に激しく起こってくるのではないかと考えたときに、私は5年経ったら見直していくことを、あらかじめ決めたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

スポーツ事業推進課長 1点目のアンケートの回答率についてですが、このアンケートは委託業者にもお願いして実施したのですが、アンケート結果は、統計学的に許容誤差は5%、信頼度95%ということで、全体の人数が1万人であろうと1億人であろうと、今回のアンケートについては大体385人にアンケートを取れば十分と言われております。今回、回収率40%ほどを見込んで、1,000人のうち400人からこのアンケートが返ってくればよい中で、結果として3

23人、32.3%だったのですが、323人であっても、アンケートの回答の信頼度を93%確保できるということです、特に問題はないと捉えています。

2点目の計画期間についてですが、この10年間の中でも、東京2020のオリンピックやパリオリンピックがあり、スポーツに対する環境がすごいスピードでいろいろ変わってきているということがありますので、今後の予定としては10年の計画を立てていく予定ですが、おそらく5年なりのスパンで一回見直しをかけていかないと、時代に即した形に追いつかない可能性がありますので、そのときに応じて見直しを行っていく予定です。

春原委員 スポーツの捉え方は、時代とともに社会の中で変化してきていると思います。負担が少なく誰でも楽しむことができるという観点から、新たに、スポーツチャンバラ、ボッチャ、バウンドテニスなど、多様な種目が正式に登録されて、それぞれ団体で取組みが進められているとのこと。実際にボッチャを体験させてもらいましたが、戦術を考えながら、皆で楽しめるところが魅力でもあります。これからの方向性としては、より身近な視点で見直されていくことは良いことだと思います。

スポーツ事業推進課長 スポーツチャンバラは、昔のいわゆるチャンバラをきちんとルール化して遊ぶようなもので、いわゆる「ニュースポーツ」という括りになるのですが、スポーツ事業推進課でもニュースポーツのいろんな種目の用具の貸出しを行っています。貸出しが一番多いのは地区公民館で、公民館の事業でやりたいということで、パラスポーツのボッチャも今すごく人気があります。

スポーツチャンバラからスポーツ吹矢など、本当に年代関係なく、保育園の子から年配の方まで幅広くできる、気軽にそんなにお金をかけなくてもできる、場所もそんなに取らない、そういったものも急激に増えてきています。最近でいうと「ピックルボール」というアメリカ発祥のニュースポーツなのですが、バドミントン競技のコートの広さで、ネットの高さはバドミントンの半分で、二人ずつダブルスで、テニスのラケットくらいの大きさの短いラケットを持って打ち返すものもあります。とにかく次から次へと新しいスポーツが開発されてきていますので、そういった部分もこの計画に含めていかないといけないかなと思います。

少し気になっているのは、「eスポーツ」をどういう括りにしていったらよいかです。これから研究してかないといけないと考えています。

福澤委員 「第2次計画の概要」に「パラスポーツやアーバンスポーツ、eスポーツ」というフレーズがあるのですが、このアンケートの中で特に「eスポーツ」についての記載が見つかりませんでした。eスポーツの状況については、今、市としてどの程度のものか捉えているのでしょうか。

スポーツ事業推進課長 「eスポーツ」は、実は文化振興課が担当しています。ゲームなので、本当にそれをスポーツの括りに入れる必要があるかについては、いろいろなご意見があります。これから審議会の委員の皆さんにも意見を聞きながら検討する必要があると考えています。eスポーツにもいろいろな全国大会があって、松本市の文化・スポーツ大会子ども応援祝金という制度では、eスポーツの大会出場祝金は文化振興課で支出していることもありますので、慎重に検討しながら、また報告できる形を取りたいと思っています。

教育長 最後に私から2点ほどお願いしたいのですが、私も気になったのが10年間という計画期間です。前回の第1次をつくったときも、10年という期間が長過ぎないかという議論があったと思います。そのときも、「5年くらいで中間見直しをしながらやっていきます」というお答えだったのですが、今から10年前の状況と、今の時点からまた10年の変化の進むスピードが変わってきているということは感じています。ましてやこれからの5年の中で大きく変わるものが、何とんでも中学校部活動の地域移行に関わるスポーツの子どもたちの環境がかなり変わってくると思うので、状況が変わってきたら、適宜修正をしながら方向性を見定めていただけたらありがたいと思います。

それから、今回、教育委員会にも諮っていただきましたが、前回の策定時は、まだ教育委員会にスポーツ推進課があったときだったような気がしますよね。

スポーツ事業推進課長 そうです。

教育長 地教行法の分掌事務では、スポーツに関することはもともと教育委員会の事務になっていて、松本市は条例で市長が行うことになっていますが、中学校部活動など学校における体育は相変わらず教育委員会の権限になっているので、教育委員会にこうやって諮っていただいたということだと思います。その中で、この目次にありますとおり、調査項目の中でも子どもとスポーツ、中学校部活

動の地域移行ということが一つ取り入れられているということは、多分、計画の中でも、このことに大きく焦点が当てられるということかなと思いました。ですので、今回スポーツ部とも協力して行った、部活の地域クラブ活動への移行に係る子どもたちへのアンケートの結果も、ぜひこの計画策定に生かしてもらいたいと思いますし、必要に応じて、例えば、こども部で所管している子ども未来委員会の子どもたちの意見も聞いて取り入れるということを少し意識していただけたらありがたいなと思いました。

スポーツ事業推進課長 まず、一点目の前回の計画の見直しについては、実は5年経過したときに、見直しの議論をしている中でコロナが広まってしまい、そこで見直しが図れずに、そのまま10年間が経過したというのが現状です。今回は、どんな状況であっても、ものすごいスピードでいろんなものが変わってきていますので、そういった見直しは十分必要になってくるかなと思います。

二点目の、今回の計画をつくるに当たって、中学校部活動の地域移行は間違いなくこの10年間でいろいろと変化し、なおかつ松本市はスピード感を持って早めに対応していくという部分もありますので、子どもたちのアンケートの結果なども当然参考にしながらやっていく考えもありますし、前回の審議会の中でも中学部活動の地域移行が進んだら、次は高校とかもターゲットになるのではないかとといった意見もありました。いずれにしても今は中学校部活動の地域移行の部分を、この計画の中にしっかり反映させていくべきだと思っています。

教育長 ほかによろしいですか。

それでは、この件につきましては承認としたいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、スポーツ事業推進課の皆さん、ありがとうございました。

<議案第2号> 令和7年度以降の松本市立小学校、中学校結核対策委員会の設置方針と結核健康診断の進め方について

学校教育課長 説明

教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いします。

小柳委員 課題のイとウについて、もう少し補足してもらえればありがたいと思います。一つ目は、イに、「結核対策委員会での判断を待たずに、精密検査を受診すべき事例でした」とありますが、そのような事例があったことが、どんな課題につながるのかという点と、ウにある「一般受診へ受診勧奨するとの判断がされ」たことが、どういう課題になってくるのかについて説明していただきたいです。

二つ目は設置方針の(2)に、「必要が生じた場合のみ選任することとします」とありますが、そうするとタイミング的に間に合うのかどうかについてお聞きしたいです。

学校教育課長 4月に保護者から提出された問診票に、例えば、高まん延国への渡航歴があるかなどの質問があるのですが、仮に渡航歴が「ある」とお答えになったお子さんを結核対策委員会にかけるために、どうしても開催時期までお待ちいただくような状況になります。6月とか7月に結核対策委員会を開催して、専門の先生や保健所長がおそろいの中で1件ずつケースを検討するわけです。その約2か月間どうしてもお待ちいただくようになるので、学校医が素早く判断をして、受診が必要なお子さんは受診してくださいと言えるようになれば、必要がないということになります。

また、ウの「2週間以上の長引く咳や痰がある者」は、早く医者に行ったほうがよいと思うのですが、今の仕組みですと、どうしても結核対策委員会を開いて、そこで判断をするという決まりになっておりますので、素早く学校医が判断できるようにマニュアルを作成して、対応したいという趣旨でございます。

佐藤委員 2ページ目の(4)設置方針の(2)に「委員選任は行わずに」とありますが、「3今後の予定」にある(3)「マニュアル等」を作成するのは、今年度の委員の皆様なのか、誰がこのマニュアルを作成するのか、あるいは、このマニュアルに準ずるようなものを国が何か出しているのかという点についてお伺いしたいと思います。

学校教育課主査 今回の基準やマニュアルにつきましては、平成24年3月に、国の結核対策マニュアルというものができています。学校医の診断に対するマニュアルとして国が整備しておりますので、今回の結核対策委員会では、国のマニュアルに基づいた簡易的マニュアルというか、学校健診はどうしても決まった時間の

中で何百名を健診することになりますので、もう少し分かりやすく抜粋したマニュアル、判断表のようなものを作成して、学校医はそれを見てできるようなものを作ってほしいとされています。

教育長 「必要が生じた場合のみ選任」という、この「必要が生じた場合」というのは、具体的にはどんな場合を想定しているのでしょうか。

学校教育課主査 結核については、学校の中で複数名発見されると、学校で感染が拡大した可能性がある、まん延しているのではないかということで、学校として対策が必要になってきます。結核にり患した人は保健所で2年間管理することになっており、患者さんの対応をしていくのですが、それに付随して、まん延防止については、保健所と相談をしながら学校でも対応していくこととなります。

教育長 ほかに、よろしいですか。

では、必要な見直しを行っていただいたということで、これについては承認ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

<議案第4号>令和6年度松本市公民館活動推進功労者について

生涯学習課長 説明

教育長 ご意見、ご質問ありますでしょうか。

春原委員 この案に異議はございませんけれども、例えば、公民館で、長い方は何十年と務められ、最年長の方は88歳ということで、その間に功労が認められる機会はなかったのでしょうか。

生涯学習課長 推薦基準に「退職または退任した者」とあるので、ずっと務めている方は、終わるまで基本的には表彰対象にしないということがあります。

推薦基準の第3号も、推薦のタイミングが本当に難しく、推薦すると、もう辞めろということかと言われてしまうことが多いので、そうではないのですが、基本的には一区切りつくまでという形になっております。

春原委員 功労者の推薦基準は、大変難しいところだと思いますが、この基準は、5年や10年に1回、見直したりしているのでしょうか。

生涯学習課長 基準自体は、昨年度ご意見をいただいて直した経過があります。常に見直し

ていくことは必要だと思うのですが、ただ、あまりにも簡単に変わってしまうと、これまで対象になっていた人が対象にならなくなることで、逆に問題が起こるかもしれないので、変えるに当たっても、かなり慎重に検討はしていきたいと思っています。ご意見をいただく中で、今回のように幾らか追加したり削ったりしながら、現代に合った形にはしていきたいと思っております。

春原委員 認められるということは大変良いことですので、よろしくをお願いします。

佐藤委員 2の推薦基準の(3)のアとイの違いというのが、「講師」と「ボランティア」の違いなのかなというのが一点と、「公民館の講座」と「公民館活動」は、どのような活動が対象なのかを、少し教えていただけたらと思います。

生涯学習課長 まず、アの「公民館の講座、学級、講習会」は、公民館が主催する事業の講座などの講師や指導者として関わる方で、イの「公民館活動の学習や実践にボランティア等として関り」というのは、例えば、公民館が中心となって行う文化祭や運動会などに積極的にずっと関わっていただいている方などがいたりします。事務局という形でずっと公民館のスポーツ事業を支えてきてくださっている方などで、そのような違いがございます。

佐藤委員 分かりました。あと、これは各公民館が推薦をするという形で、団体からの推薦という形ではない中で、公民館が把握している範囲でということになってくる感じでしょうか。第3号は、この3名以外にも実は該当される方がいるのではないかなと思ったりしながらも、社協さんなどはボランティアの推薦なども団体からの推薦が結構あるかと思うので、その点についてお伺いしました。

生涯学習課長 今回の推薦に当たっては、各公民館で関係団体に照会をかけたりはしていません。基本的には「公民館活動の」というところなので、公民館が把握していないはずはないのですが、公民館と関係の深い団体には、なるべく聞いてもらってもいいかなと思っておりますので、次回検討させていただきます。

佐藤委員 どのタイミングでボランティアを辞められたかというのは、なかなか把握しづらいところかなと思いました。

福澤委員 この功労者の感謝状贈呈の対象は、直近で辞めた場合だけでなく、過去に頑張ってくださった方も遡って感謝しようという意味でよいわけでしょうか。

生涯学習課長 はい。昨年度まで、第3号の「尽力したと認められる」という基準がなかったもので、どう選んでよいか分からなくて漏れてしまっていた方もいらっしゃる

ますので、そのような方は基本的に今回全て対象としたと理解していますが、さらに漏れがあったりしたら、しっかりと感謝をすべきだと思いますので、分かり次第、次の年度に感謝状を渡したいと考えております。

福澤委員　もし漏れがあったら、ぜひ積極的に感謝をしていただければと思います。

教育長　よろしいでしょうか。昨年度の皆さんの議論を基に見直しをして、本来顕彰されるべき方がこのように表彰されるということで、見直していただいてよかったと思います。

35地区の公民館が同じような目で、地域のために貢献してくださった方、公民館活動に貢献してくださった方をねぎらうことが一番大事だと思うので、そのような見方で、毎年チェックをしていただければと思います。

それでは、この件については承認ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　ありがとうございます。

<報告第2号> 令和6年松本市議会12月定例会の結果について

教育政策課長　説明

教育長　ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

佐藤委員　やはりISNのみというところで、特別扱いを感じさせないようにというご意見が複数あったかと思います。ほかの私立学校に対してのみならず、一般の公立学校に通うお子さんの保護者や市民に対しても、ISNがどういう形で費用負担をしているかとか、私立学校に対して市が便宜を図っていると捉えられないように、実質負担をしっかりとしてもらっているということを見えるように周知していく必要があるかなと思います。ISNで給食提供が始まったということだけが独り歩きしてしまうと、誤解を招きかねないなと思いますので、私立学校のみならず、一般市民に対してもお願いしたいと思いました。

教育長　大事な視点ですね。今日、学校給食課長はいないので、次長を通じて伝えてもらいたいと思います。

ほかには、よろしいですか。

それでは、こちらについては承認としたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<報告第3号> 令和6年度上半期におけるいじめ・体罰等の実態調査について

教育監 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

佐藤委員 「4 いじめ・体罰等の傾向」の中の、「解消された」とされた中で、解消までにかかる期間の傾向なども見えてきたりするのでしょうか。要は、いじめが分かったら、それを解消していくのがとても大事なポイントで、何をもちょう解消したかもあると思うのですが、どれぐらいの期間がかかって、どういう対応をしたかということが、もしアンケートの中から分かるような形になっていればなと思いました。

教育監 解消にかかった期間までは把握できていませんが、「解消した」という要件の一つに、3か月間、加害者からのいじめ行為が何も認められないということがあるので、少なくとも3か月は超えないと「解消した」とはならないかと思えます。

あとは、本当に事案によって解消までの期間は様々であります。

佐藤委員 解消に至らず、学校に通えなくなってしまうというケースも少なからずあるのかなと思ったので、そういうケースの場合は「解消に向けて取組中」になるのでしょうか。

教育監 そうですね、それはそのようになると思いますし、いじめの重大事態の疑われる要件の中に、30日を超えたものについては、そういう要件として扱うということになりますので、また調査をしていかなければいけなくなると思えます。

小柳委員 「5 いじめの解消に向けた対応」の(1)にありますように、「早期に組織的に対応するよう依頼」していくことは大事なことだと思っています。学校によって差があるので一概にはご説明いただけないとは思いますが、ぜひ教えてもらいたいのは、アンケートにもあるように、子どもがいじめられているのを察知するのは担任の先生の割合が高いので、そうすると担任の先生がそれを察知した後、どういう対応をして、学校としてはどのように組織的な対応につなげていくのかを教えてもらえればと思います。

教育監 基本的に、もし担任が察知したとすれば、まず、すぐ学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に報告して、今後の対応の方針についてすぐ検討し、その方針に従って学級担任、学年を中心に動いていきます。基本的には、まず事実の確認を第一に行います。関係の児童生徒から事実関係を調査、確認した後、その解消に向けて、もう一度、先ほどの学年主任、生徒指導主事、教頭、校長を含めて検討していきます。その中で、一番は、被害を受けたとされる児童生徒、保護者と話し合っただけでなく、検討をしていくわけですが、どういう解決を望まれるかについても一緒に検討していくことが必要だと思います。

複雑化してしまったケースは、初期対応で学年主任や生徒指導主事や校長、教頭に伝えずに、担任が事実確認を始めてしまう。十分な事実確認ができないまま報告をしてくるので、その報告を受けた先生方で、この事案についての方針を決めるのですが、聞き取りが十分でなかったがために、方針も違ってしまふというようなことがあると感じています。

小柳委員 担任の先生は察知したら、しかるべき立場の先生に報告や相談をして、聞き取りの方針も含めて組織的に動いていくということですね。

教育監 はい。

春原委員 調査結果に示されたように、いじめが起こったとき、子どもは、まず担任の先生に相談をしたいと思います。学年、指導部で状況把握し、検討した上で、職長に説明、報告ということになると思います。解決に向けて、担任の先生には、一人で抱え込まずに、ぜひチームとして指導、対応できるといいなと思います。

福澤委員 「調査結果の概要」の(1)ですが、「いじめを認知していない学校」というのは、「うちの学校ではいじめがなかった」という学校でしょうか。

教育監 そうですね、この上半期では認知していないということです。

教育長 では、この案件については承認ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<報告第4号> 令和6年度上半期における不登校児童生徒の状況について

教育監 説明

教育長 ご質問、ご意見ある方はどうぞ。

小柳委員 「ほっとスペース」では「体を動かすことを大切にしながら…」と書かれて

いますが、家にひきこもりがちな子どもも、近くの公民館の運動場で活動することがとても良いという話を、支援員の先生から聞いています。そういう意味では、それにマッチした子にとっては、とてもいいスペースだなと思っています。オンライン支援がマッチしている子は、それがとてもいい場になるし、こういうところへ出て軽い汗を流して気持ちを切り替えていくことが大事な子にとっては、ほっとスペースはいいスペースだなと思っていますので、大事に運営していただきたいと思います。

要望を言えば、もうあと2つくらい場所が増えれば、なおいいかなとは思っています。

教育監 おっしゃるとおりで、体を動かすのがいい子には、とてもいいスペースで、運動できるところがすぐ横にあり、料理にも取り組んでいるようで、非常にそれにはまった子もいると、不登校支援アドバイザーから聞いています。それぞれのところで、自分に合ったところを居場所にしてもらえればいいのかなと思います。

教育長 ほかに、よろしいですか。

ほっとスペースは、公民館をその都度間借りして、不登校支援アドバイザーが空いた時間で子どもの支援をしているのですが、実はこの2か所以外にも、今年度中、児童センターの1室を間借りしてできないかと調整したのですが、そこに至らなかったケースもありました。アドバイザーの皆さんが、本当にその子に合った支援の仕方をいろいろな方策で考えています。

今後は、不登校支援アドバイザーが一定時間は二人で分担をして、ほっとダイヤルのように相談も受けていこうと工夫しようと思っていますので、ニーズに応じて柔軟に対応してもらおうと思っています。

福澤委員 「3 不登校児童生徒への支援」の(5)「元気Up教育相談」とは、どのような取組みで、こういった相談を受けてくれるのか、何か事例があれば簡単に教えていただきたいのですが。

教育監 これは、精神科の医師2名が、年8回交互に面談をしてくれています。元気Up教育相談専任のスクールソーシャルワーカーもいまして、その精神科の医師とスクールソーシャルワーカーと学校教育課の指導主事1名が担当しています。いろいろな相談のケースがありますが、例えば、自傷行為が止まらないと

か、愛着に課題があるなどの場合、この元気Up教育相談をご案内しながら、ここで精神科の先生につながると、ご希望があれば、その後の受診にもつながりますし、その前段階で相談をしたい方にも非常に良いと思っていて、それによって救われるケースも幾つかあります。

この元気Up教育相談は年8回ですが、これを待てない、事態が急変しているような場合には、スクールソーシャルワーカーからすぐ精神科の医師に判断を仰いで、学校に飛んで行って、今どういう状況かを聞いた上で、必要ならばすぐ受診ということもしています。特に、命の危険が予見されるような場合には、そんな迅速な動きもできるようにしているところです。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この案件については承認ということで、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

<報告第6号> 松本市あがたの森文化会館管理運営委員会委員及び指導助言者の委嘱について

生涯学習課長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、報告第6号を承認したいと思います。

<周知1> 第2回特別支援教育フォーラム「障がいある子どものための学校の在り方とは」の開催について

教育監 説明

教育長 よろしいでしょうか。

庄司先生はインクルーシブセンターの開所式のときもお話しいただきました。委員の皆さんも、ぜひご参加いただきたいと思います。

それでは公開の案件は以上となります。

<議案第1号> 松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定に伴う条例案に対する教育委員会の意見について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<議案第3号> 松本市学校給食センター運営委員会への諮問について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<議案第5号> 松本市公民館条例の一部改正について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<報告第5号> 遠距離通学児童・生徒に対する通学費扶助要綱の運用について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

《閉会宣言》

伊佐治教育長は、令和6年度第9回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後5時35分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

伏見 宏美

会 議 録 署 名 委 員

福澤 崇浩

春原 啓子